

船舶事故調査報告書

令和4年10月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年11月6日 07時30分ごろ～10時30分ごろの間） （死亡時刻：11月6日12時20分（医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	北海道 ^{まつまえ} 松前町松前港西北西方沖 松前灯台から真方位297°1,140m付近 （概位 北緯41°25.4′ 東経140°04.6′）
事故の概要	漁船（船名なし）は、あわび漁の操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船（船名なし）、不詳 なし（平成16年5月17日漁船登録抹消）、不詳 不詳、FRP ガソリン機関（船外機）、11.0kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年3月6日 平成29年3月5日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約18℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和3年11月6日07時00分ごろあわび漁を行う目的で松前港内の定係地（斜路）から出航し、07時30分（操業開始許可時刻）ごろから複数の僚船と共に同港の西側海域（以下「本件海域」という。）で操業を始めていた。 本件海域付近で操業中の僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、漁場を移動する目的で東進中、漁具（箱めがね）が流れて来たの

で不審を覚え、周囲を見渡したところ、無人の状態で浮かんでいる本船を発見した。(図1参照)



図1 本件海域

僚船Aの船長は、本船に近づき、本船の船外機が停止していることを知った後に^{あた}辺りを探したところ、10時30分ごろ、救命胴衣を着用した本船の船長が海面から顔を出した状態で浮いている姿を発見し、付近で操業していた複数の僚船の船長に声を掛けて支援を要請した。

来援した僚船の船長は、所属する漁業協同組合(以下「本件漁協」という。)に事故の発生を連絡し、11時10分ごろ本件漁協の担当者が110番通報を行った。

複数の僚船の各船長は、各自、自船を本船付近に進めて集まり、本船に移乗するなどした後、力を合わせて本船の船長を本船に引き揚げたものの、本船の船長に声掛けなどを行っても反応がなかった。

僚船Aの船長は、携帯電話で知人に連絡し、知人の船により本船を松前漁港までえい航することを依頼した。

僚船Aの船長の知人の船は、11時30分ごろ、船長を本船上に横たわらせた状態で、本船のえい航を開始した。

船長は、松前港に到着後、待機していた救急車の救急隊員により心肺蘇生が開始されるとともに病院へ搬送されたものの、12時20分ごろ死亡が確認され、死因が溺水と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)

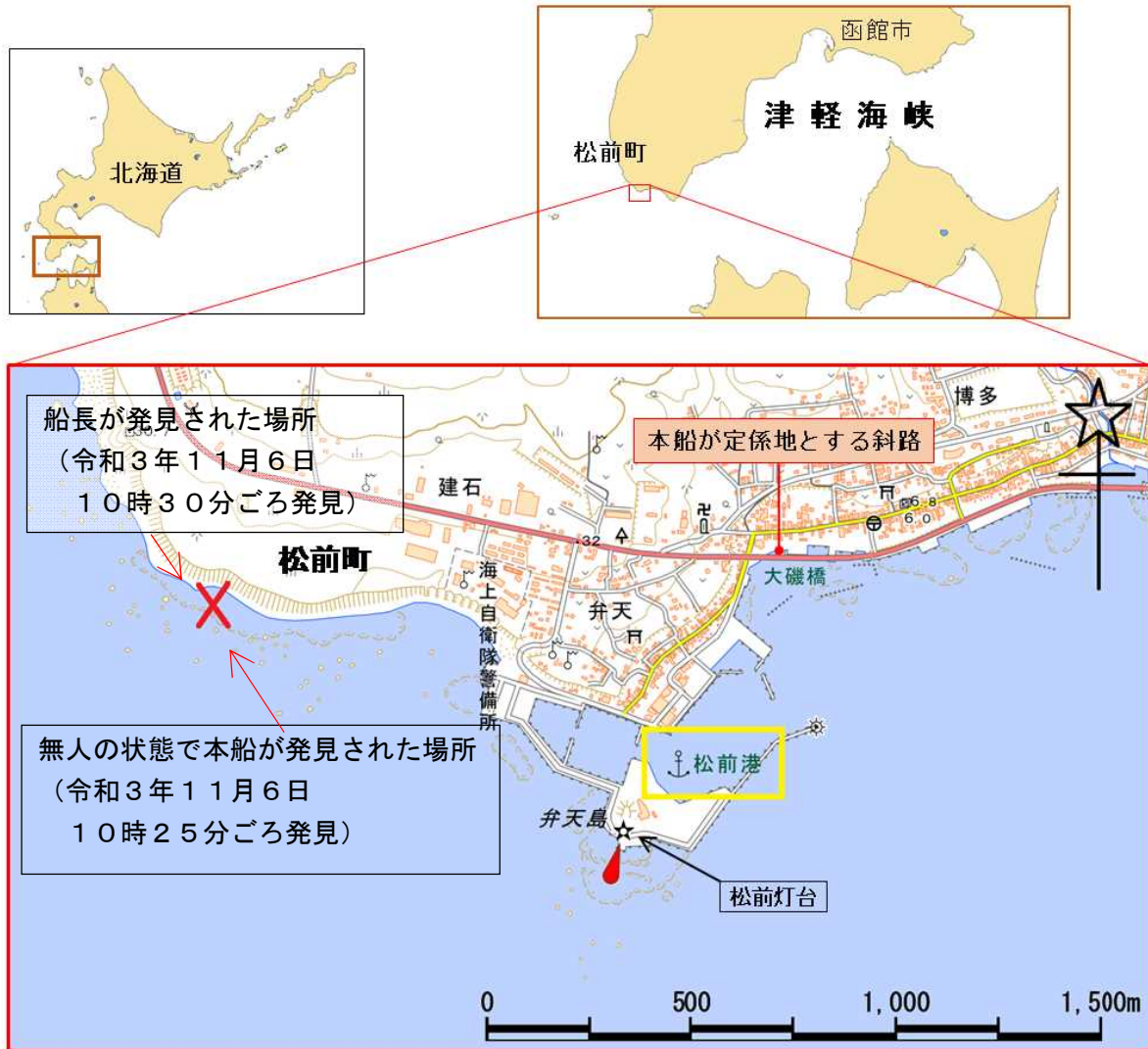
その他の事項

本船は、用途変更(漁船外転用)により登録が抹消されており、抹消当時の漁船原簿によれば、船長と異なる個人が所有し、総トン数0.2トン、長さ5.94m、幅1.07m、深さ0.49m、昭和58年4月進水と登録されていた。

	<p>船長は、本船を知人から購入又は譲り受け、本事故時、船体に登録抹消前の漁船登録番号及び船名を表示したままとし、船尾に過去の漁船原簿の記載と異なる船外機を搭載していた。</p> <p>船長は、海面で発見された時、普段着の上にヤッケの着用と共に胴付長靴（胴長）を履き、黄色の救命胴衣を着用していたものの、救命胴衣の前面が「ハの字」に広がり、腕を通した救命胴衣により辛うじて顔が海面に漂うような状況であった。</p> <p>船長は、操業に影響が出るような持病が無い上にかくしゃく（年老いても丈夫で元気）としており、本事故発生当日の朝も体調不良等を訴えておらず、06時00分ごろ、ふだんどおりに自宅を出ていた。</p> <p>本件海域のあわび漁の操業方法は、近年、漁業従事者の高齢化に伴い、‘冬期間の本件海域でのあわび漁の操業形態が「海に入って潜水などを行って採取する」方法から「箱めがね及び専用漁具等を用いて船上から採取する」方法に変更’（以下「操業方法の変更」という。）されていた。</p> <p>僚船Aの船長を含め、本件海域を知る複数の船長は、操業方法の変更、すなわち、口に箱めがねをくわえながら片手又は両手であわびを探索して採取することが高齢の本船の船長には負担となり、操業中に船上で体勢を崩した際に対応（姿勢反射）が遅れたことなどが、本事故の発生に関与している可能性があると考えた。</p> <p>所轄警察署の担当官は、松前港で本船を検分した結果、何かにぶつかったような形跡が無く、また、船上にあわびが数個しかなかったので、本船が操業を開始してから比較的短時間のうちに、船長が落水した可能性があるとして推定した。</p> <p>本件漁協の担当者は、船長が組合所属漁業従事者であることを認めたものの、本事故当時、船長が操業していたことを知らなかった。</p> <p>漁船法第三章には、漁船の登録に関する事項が定義されており、第十条に、総トン数1トン未満の無動力漁船を除き、主たる根拠地を所轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、船舶を漁船として使用してはならないと定めてある。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、令和3年11月6日07時30分ごろ船長が複数の僚船と共に操業を開始していたこと、10時30分ごろ松前港の西北西方1,140m付近で僚船Aの船長が無人の状態で見つかる本船と共に付近で海面に浮かぶ船長を発見したことから、この間において、船長が本件海域で落水し、溺水により死亡したものと推定される。</p>

	<p>船長は、所轄警察署の担当官が本船の船上に数個のあわびが残置されていたことを、また、僚船A船長が本船の船外機の停止及び本船付近で漁具（箱めがね）の漂流を、それぞれ確認していたことから、あわびの採取中に落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、近年、操業方法の変更が行われ、箱めがねを用いて操業中、上半身を船外に乗り出し過ぎたことなどにより、体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者が居なかったことから、落水に至った状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長は、本件海域で操業中、体勢を崩して落水した際、救命胴衣を正しく着用していなかったことから、首から上を適切に浮かせることができず、海水を誤嚥して溺水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはならなかった。</p> <p>船長は、船外機を搭載した本船を、漁船登録を行うことなく、漁船として使用してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件海域で箱めがねを用いて操業中、船長が上半身を船外に乗り出し過ぎたことなどにより体勢を崩し、本船から落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体が傾斜したり動揺しやすい小型漁船の乗船者は、自身の動作等により体勢を崩して簡単に落水する危険性があるので、船内で立ち上がったたり移動したりする際には十分に注意を払い、作業中、必要以上に舷側から身を乗り出すなど、船を大きく傾斜させるような行動を取らないこと。 ・ 小型漁船の船長のうち、後期高齢者は、船体が大きく動揺した際などへの対応能力が低下している可能性があることを十分に認識して乗船するとともに、単独での乗船を控えるか、僚船と行動を共にして互いに見守りながら操業を行うことが望ましい。 ・ 小型船舶の暴露甲板で作業等を行う者は、救命胴衣を確実に着用すること。 ・ 小型船舶の操船者は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、適正に更新手続を行うこと。 ・ 漁業従事者は、無動力船に船外機を装備して操業を行いたい場合、漁船法第三章の記載事項を遵守し、使用する船舶の漁船登録を確実にすること。

付図1 発生場所概略図



※ 国土地理院ウェブサイトの地理院地図を使用

写真1 本船

